

障害基礎年金 その1



Q

国民年金、厚生年金の被保険者で障害状態になった場合に、どんな年金を受給できるのでしょうか？



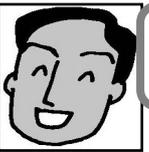
A

国民年金の被保険者だと障害状態になった場合に「障害基礎年金」を受給できます。



Q

「障害基礎年金」を受給できる条件は？



A

受給できる被保険者と受給要件は4パターンあります。

●パターン1

- ①国民年金に加入している間に病気・ケガで障害状態になった被保険者。
- ②被保険者の障害状態を決める障害認定日に1級・2級の障害状態であったこと。
- ③①と②の要件を満たした被保険者が、国民年金保険料を納めなければならない期間に納付を済ませていたこと。

●パターン2

- ①障害認定日に1・2級の障害状態でなかった被保険者が65歳になるまでにその病気・ケガで1・2級の障害状態になった場合。
- ②被保険者が初診日前に国民年金保険料を納めなければならない期間に納付を済ませていたこと。

障害基礎年金 その2



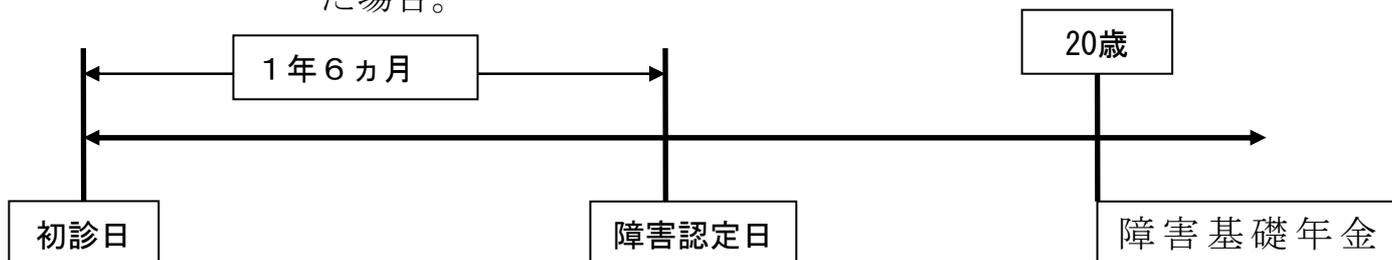
A

パターン3

- ①最初の病気・ケガが軽かったが、その後、65歳になるまでに、その病気・ケガにあらたな症状が加わり、障害状態が1・2級状態になった場合。
- ②被保険者が初診日前に国民年金保険料を納めなければならない期間に納付を済ませていたこと。

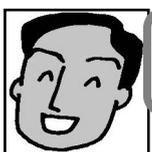
パターン4

- ①20歳前の障害認定日に障害状態1・2級になった人が20歳になった場合。



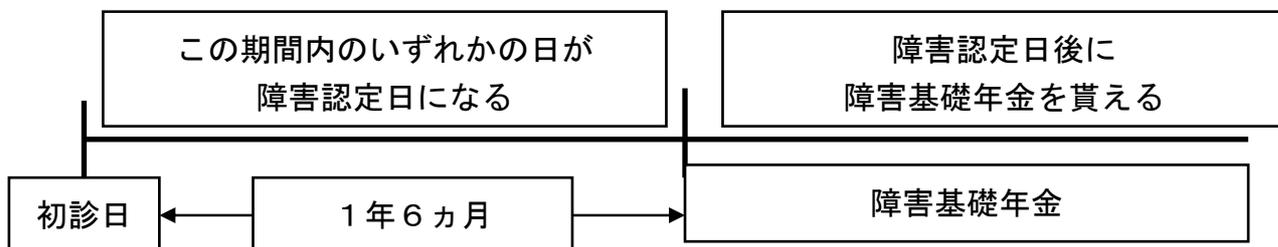
Q

障害認定日についてどういう内容なのか教えてください。



A

障害認定日とは、障害になった病気・ケガで、はじめて医者にかかった日(初診日)から1年6ヵ月経過した日のこと。
あるいはその期間内に治った日のこと。
この場合の治ったとは、指を切断したが、その切断は回復しないが、切断した断面の治療が終了したなどのことをいう。

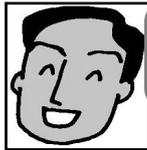


障害基礎年金 その3



Q

保険料を納めなければならない期間とは、どんな期間ですか？



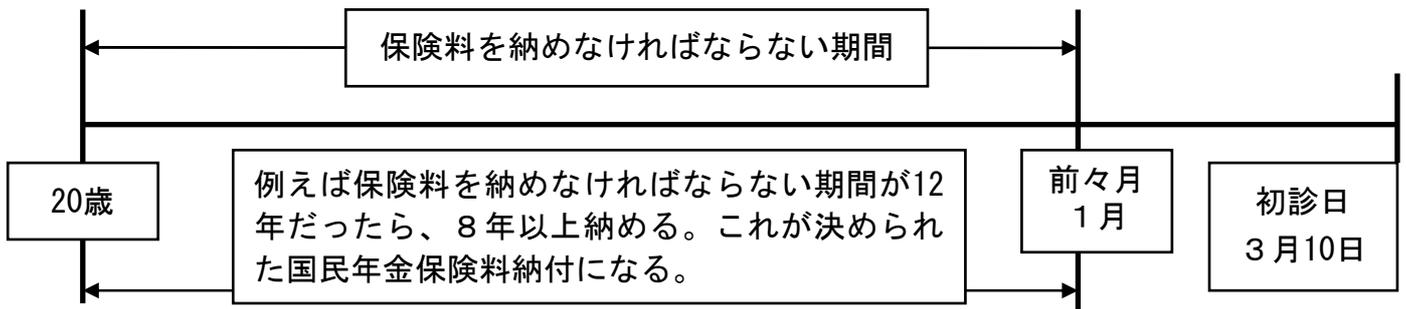
A

●保険料を納めなければならない期間とは：

初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間

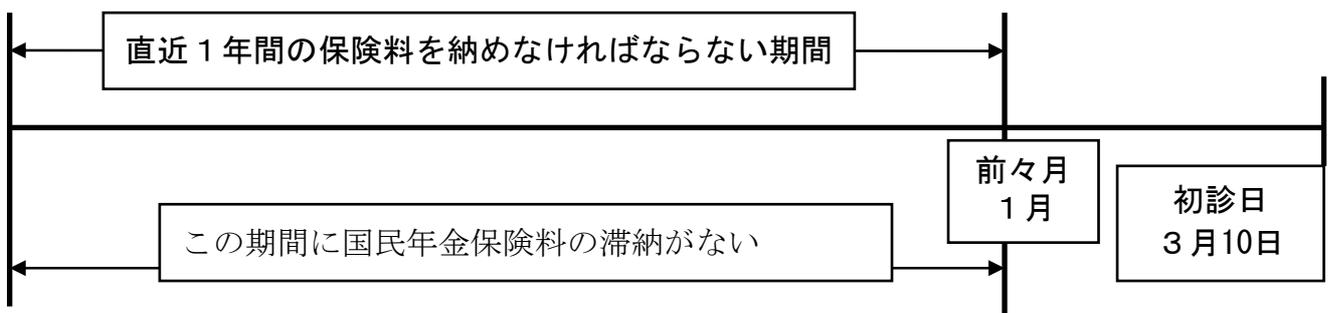
●決められた国民年金保険料納付とは：

保険料を納めなければならない期間において、国民年金保険料納付済期間と保険料免除期間の合計期間が保険料を納めなければならない期間の2/3以上あることをいう。



●もう一つの条件

平成28年3月31日前に65歳未満で初診を受けた場合に、初診日の属する月の前々月までの直近1年間の保険料を納めていたこと。

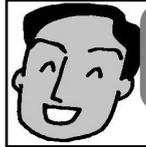


障害基礎年金 その4



Q

障害基礎年金の受給額はいくらですか？



A

●障害基礎年金額(単位:円)

子供の人数	1級	2級
0人	986,100	788,900
1人	1,008,800	811,600
2人	1,031,500	834,300
3人	1,107,100	909,900
4人	1,182,700	985,500

① 1級障害状態の障害基礎年金額は986,100円(平成23年度)

② 2級障害状態の障害基礎年金額は788,900円(平成23年度)

- ・障害基礎年金を貰える人が生計維持者で、その人に18歳到達年度の末日(3月31日※)までの子供がいる場合は子供1人につき1人目、2人目までは227,900円。3人目からは1人につき75,600円が上記①、②に加えて受給できます。
- ・障害基礎年金を貰える人が生計維持者で、その人に20歳未満の1、2級の障害の子供がいる場合は子供1人につき1人目、2人目までは227,900円。3人目からは1人につき75,600円が上記①、②に加えて受給できます。

※18歳到達年度の末日とは：

